

(社)広島県建築士会東広島支部規程

第1章 総 則

(名称)

第1条 本支部は社団法人広島県建築士会東広島支部（以下支部という）という。

(目的)

第2条 支部は社団法人広島県建築士会定款（以下定款という）に規定する目的並びに事業を行うため支部会員の親睦を計り相互協力して社会に貢献することを目的とする。

(事務所)

第3条 支部は事務所を東広島市に置く。
必要に応じ役員会の決議を以て適宜の地に設けることができる。

（東広島市西条町上三永1656-2
東広島市建設協会内）

(地域)

第4条 支部の地域はつぎの区域とする。
東広島市、竹原市、大崎上島町

(構成)

第5条 支部は第4条の地域に住所または勤務先を有する広島県建築士会（以下本部という）の会員、および協力会員をもって構成する。
尚、協力会員に就いては支部内規に規定する。

(事業)

第6条 本支部は本部の定款に規定する目的並びに会務に準拠して必要な事業を行う。

第2章 役 員

(役員)

第7条 支部につぎの役員を置く。

支 部 長 1名

副支部長 3名以内

会 計 1名（必要に応じて補佐を設けることができる）

幹 事 50名（うち若干名を常任幹事とする）

監 査 役 2名

(役員を選任)

第8条 支部長は支部に所属する本部理事のうちから会員の選挙によって決める。

2 幹事および監査役は会員のうちから会

員の選挙によって決める。

3 副支部長、会計および常任幹事は、毎期支部長が幹事中より選定して幹事会の承認を得て指名する。

(役員の仕事)

第9条 支部長は支部を代表し、会務を掌理し、総会および幹事会の議長となる。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

3 幹事は会務を審議し、幹事会の議決に基づいて会務を執行する。

4 監査役は出納会計に関する監査を行う。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2ヶ年とする。

補充による役員の仕事は前任者の残任期間とする。

2 役員は任期満了後でも、後任者の就任までその職務を行う。

(顧問および相談役)

第11条 支部に顧問相談役を置くことができる。

2 顧問、相談役は幹事会の承認を得て支部長が委嘱する。

3 任期は2ヶ年とし、支部役員に就任したときはその地位を退くものとする。

4 顧問、相談役は会務の重要事項につき支部長の諮問に応じ、意見をのべることができる。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は支給しないものとする。ただし会務のための旅費その他の経費はその実費を支給することができる。

第3章 会 議

(総会)

第13条 定時総会は毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に支部長が招集して開く。

2 臨時総会は、幹事会が必要と認めるとき、または会員の5分の1以上から請求があったとき支部長が招集して開く。

3 総会は通信によって行うことができる。

第14条 総会の招集には、7日以前にその会議の日時場所および付議事項を示し、会

員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第15条 総会はこの規程で別に定める事項のほか、つぎの事項を決議または承認する。

1. 役員の変更
2. 支部規程の変更
3. 事業計画および収支予算の承認
4. 事業報告、収支決算および財産目録の承認
5. その他幹事会で必要と認めた事項

(総会の議決)

第16条 総会は会員の5分の1以上の出席によって成立する。

- 2 総会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。
- 3 支部の規程を変更するには、出席会員の4分の3以上の同意を必要とする。

(総会の議決権)

第17条 会員それぞれ1個の議決権を有する。

- 2 議決権の行使は他の出席会員に委任することができる。
- 3 前項による委任は出席とみなす。
- 4 第13条第3項の通信による総会は、その回答をもって第16条第1項に定めた出席者とみなし、その数が全員の5分の1以上に達した時に成立する。議決に関しては、第16条第2項および本条第1項、第2項、第3項を適用する。

(議事録)

第18条 総会の議事は議事録にこれを記録し、議長および議長指名の出席会員2名がこれに署名、捺印する。

(幹事会の構成、任務)

第19条 幹事会は支部長、副支部長および幹事をもって構成する。幹事会は支部長が招集し、支部に関する事項を審議決議する。

(幹事会の議決)

第20条 幹事会の議決は、その出席幹事の過半数(委任状を含む)をもってする。可否同数のときは議長が決める。

- 2 幹事会は通信によって行うことができる。その回答をもって本条第1項を準用する。

第4章 会 計

(経費および経理)

第21条 支部の経費は支部会費、協力会費、本部からの支部交付金、支部基金、寄付金または事業から生ずる収入で支弁する。

- 2 寄付金を受けるときは幹事会の承認を要する。

(収支決算)

第22条 収支決算および財産目録は毎会計年度終了後75日以内に監査のみ受け、その意見を付して総会の承認を受けるものとする。

(会計年度)

第23条 本部会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 委員会および事務局

(委員会)

第24条 支部事業活動の円滑をはかるため必要な委員会を設けることができる。

- 2 委員会の設置または廃止は幹事会が決める。
- 3 委員は幹事会の議を経て支部長が委嘱または解嘱する。

(事務局)

第25条 支部の事務を処理するため事務局を設けることができる。

- 2 事務局には有給職員を置くことができる。
- 3 事務局の職制並びに職員の選任給与等に関しては支部長が幹事会の議をもってこれを定める。

第6章 雑 則

(支部内規の設定)

第26条 この規程の施行に必要な支部内規は幹事会の議を経て支部長が別に定める。

第27条 この規程で明示していない事項については本部定款並びに規則に定めるところによる。

附 則

この規程は平成3年9月14日から実施する。

附 則

この規程は平成12年5月13日から実施する。

附 則

この規程は平成18年5月21日から実施する。

支 部 内 規

(目的)

第1条 当支部は本会の目的達成のため内規を設け、各種事業の円滑なる運営を計る。

2 支部内規事項の審議議決は、幹事会にて行うこととする。

(協力会員)

第2条 建設関連企業者で本会の目的に賛同し当支部の事業を賛助する者。

2 協力会員の会費は年額1口12,000円とする。

(委員会)

第3条 当支部の委員会を次のとおり設置する。

- ① 総務、企画委員会
- ② 編集委員会
- ③ 技術、研修委員会
- ④ スポーツ委員会
- ⑤ 青年、女性委員会
- ⑥ その他幹事会が必要とする委員会

2 各委員会には委員長および副委員長を設ける。

3 各委員長は幹事より選出する。

4 専門委員会は、委員長が招集し各事業に関する事項を審議、議決する。

(代表役員会)

第4条 議事事項の円滑なる運営を計るため代表役員会を設ける。

役員会の構成は、支部長、副支部長、会計、常任幹事、およびその議事に必要な幹事等によって構成し、支部に関する事項を検討、計画、審議等を行う。招集は必要に応じ支部長が招集する。尚、代表役員会にての審議事項は幹事会にて議決されるものとする。

(支部会費)

第5条 正会員、準会員においては、県本部への会費のみとし、支部会費は設けない。

(その他)

第6条 諸事項に関して緊急やむをえないときは支部長又は、副支部長が執行し、事後幹

事会の承認を得ることとする。

附 則

この規程は平成3年9月14日から実施する。

附 則

この規程は平成15年4月19日から実施する。

附 則

この規程は平成16年4月10日から実施する。

附 則

この規程は平成17年4月23日から実施する。